

の原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。)

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの(口からニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のもののその他政令で定めるものを除く。)をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類(政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。)を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

二 一 カからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ(以下この号及びニに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。)又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの(ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量(既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。)が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。)

ホ イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

十四 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたものの(ブランデー等を加えたものについても、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。)

ハ 果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロ）に掲げるものについては、第九号口からニまで掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の總量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の總量の百分の十以上のものに限る。）

ハ ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号口からニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の總量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の總量の百分の十以上のみに限る。）

十六 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十七 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類
ロ 口に掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又
は財務省令で定める苦味料を原料の一部と
したものとして政令で定めるもの
ハ イ又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香
味、色澤その他の性状がビールに類似する
ものとして政令で定めるもの
十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物
品を原料として発酵させた酒類（第七号から
前号までに掲げる酒類その他政令で定めるも
のを除く。）でアルコール分が二十度未満の
もの（エキス分が一度以上のものに限る。）
をいう。
二十 スピリット 第七号から前号までに掲げ
る酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のも
のをいう。
二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品
(酒類を含む。)を原料とした酒類でエキス分
が二度以上のもの（第七号から第十九号まで
に掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解し
てアルコール分一度以上の飲料とすることができる
粉末状のもの及びその性状がみりんに
類似する酒類として政令で定めるものを除
く。）をいう。
二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解し
てアルコール分一度以上の飲料とすることができる
粉末状の酒類をいう。
二十三 雜酒 第七号から前号までに掲げる酒
類以外の酒類をいう。
二十四 酒母 酵母で含糖質物を発酵させるこ
とができるもの及び酵母を培養したもので含
糖質物を発酵させることができるもの並びに
これらにこうじを混和したもの（製薬用、製
パン用、しようゆ製造用その他酒税の保全上
支障がないものとして財務省令で定める用途
に供せられるものを除く。）をいう。
二十五 もろみ 酒類の原料となる物品に発酵
させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に
供することができるものに限る。）で、こし
又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留し
ない酒類に係るものについては、主発酵が終
わる前のもの）をいう。
二十六 こうじ でん粉質物その他政令で定め
る物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖
有物を蒸留したものを原料の一部としたも
のを除く。）

第四条及び第五条 削

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出された酒類につき、酒税を納める義務がある。

2 酒類を保税地域から引き取る者（以下「酒類引取者」という。）は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。
(保税地域に該当する製造場)

第六条の二 酒類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない酒類の製造場とみなす。
(移出又は引取り等とみなす場合)

第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたりとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人について第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該取り消された又は消滅した製造免許による申請に基づく製造免許の取消しと同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

二　酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第一号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これららの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であった者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合

一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。)の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第一号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなりたつ日から三年を経過するまでの者である場合

九 正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他その他の経営の基礎が薄弱であると認められる場合

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(製造免許等の条件)

第十二条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

税務署長は、前項の条件を付した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

(酒類の製造免許の取消し)

第十三条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで若しくは第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一条第一項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

六 酒類業組合法第八十四条第二項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）の規定による命令に違反した場合

（酒母等の製造免許の取消）

第七十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母又はもろみの製造免許を受けた者（以下「酒母等の製造者」という。）について準用する。

（酒類の販売業免許の取消し）

第十四条 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合

三 二年以上引き続き酒類の販売業をしない場合

四 酒類業組合法第八十四条第三項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）の規定による命令に違反した場合

第十五条 削除

（製造場又は販売場の移転の許可）

第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母若しくはもろみの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならぬ。前項の場合において、移転先につき第十条第

九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、

8 項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由)、税率の適用区分(品目を含む。以下同じ)及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、当該移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならぬ。

9 税務署長は、第一項第四号の承認を与える場合は、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入した酒類を他の酒類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

第二十八条の二 前条第一項の規定に該当する酒類の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき、当該移出をした日の属する月分の第三十条の第二項又は第二項の規定による申告書(これらとの間に規定する期限内に提出するものに限る。)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該酒類が前条第一項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所へ移入をした者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該酒類が移入される当該場所で、政令で定めるところにより、当該酒類の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

一 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する酒類を継続して移入する場所であり、かつ、当該酒類を移入する者が政令で定めるとところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

二 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者

若しくは当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は酒税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第一号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(未納税引取)

第二十八条の三 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取るうとする場合において、政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 酒類製造者が政令で定める目的に充てるための酒類 当該政令で定める製造場又は蔵置場

税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

4 第一項の規定により酒税を免除された酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許のを除く。)については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取つた者が当該酒類の酒類製造者ではないときは、これを当該酒類の酒類製造者である。

を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた酒類を他の酒類と区別して貯蔵すべきことを命ずることができる。

第一項の承認を受けて引き取つた酒類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

第一項の承認を受けて引き取つた酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所での最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。

税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、引き取られる酒類の容器に封を施すことができる。
(輸出免税)

第二十九条 酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらに規定する期限内に提出するものに限る)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めることにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。
(戻入れの場合はの酒税額の控除等)

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月(当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合は、その月の翌月)以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(これらに規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、税、無申告加算税及び重加算税の額を除くもの)

とし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。(第五項において同じ。)に相当する金額を控除する。

3 酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその他の酒類の製造場に移入した場合(前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき、又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用的日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付された、若しくは徴収された、若しくは納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月の次条第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があったときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

5 酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後(第二十条第四項の規定の適用により、酒類製造者とみなされる期間が経過した後に限る。)当該製造場であつた所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該

7 相続又は事業譲渡により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した相続人等(第十九条第二項の規定の適用があるものに限る。)がある場合において、その相続人等が、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者が当該製造場において製造した酒類で当該製造場から移出したものを、当該製造場に戻し入れたとき、又はその相続人等の他の酒類の製造場に移入したときは、その者を当該移出をした者とみなし、第一項又は第二項の規定を適用する。

8 前項の規定は、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人(当該製造場において当該酒類の製造免許を受けたものに限り、第一項又は第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「その相続人等」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。)

9 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日から起算するものとする。

二 次条第一項の規定による申告書 当該申告に係る酒類を当該酒類製造者の製造場から移出した日の属する月の翌月末日

三 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の翌月末日

(移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告)

第五章 申告及び納付等

第一号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量(以下この項において「課税標準数量」という。)による控除を受けるべき月の課税標準数量及び当該酒税額の合計額

二 課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 第二号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量(以下この項において「課税標準数量」という。)による控除を受けるべき月の課税標準数量及び当該酒税額の合計額

四 第二号に規定する課税標準たる数量から前号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他政令で定める事項

五 第二号に規定する課税標準たる数量から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒類の醸造酒の製造者とみなされた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、既にその製造場から移出した酒類(既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の三第一項の規定に該当することにより移出したものとみなし)は、次に各号のいずれかに該当するときは、既にその製造場から移出した酒類(既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の三第一項の規定に該当することにより移出したものとみなし)は、次に各号のいずれかに該当するときは、既にその製造場から移出した酒類(既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の三第一項の規定に該当することにより移出したものとみなし)を含む。)を含む)について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該當する日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等)

二 第六条の三第一項第二号又は第三号の規定に該当するとき。酒母又はもろみの製造場(酒類の製造免許を受けた製造場を除く。)において酒母又はもろみが飲用されたとき。

三 第三十一条第一項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、当該酒類に係る特例申告を行う場合には、当該酒類に

の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量

二 第二十八条、第二十九条又は他の法律の規定により酒税の免除を受けようとする場合における書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

三 第一号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量(以下この項において「課税標準数量」という。)による控除を受けるべき月の課税標準数量及び当該酒税額の合計額

四 第二号に規定する課税標準たる数量から前号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他政令で定める事項

五 第二号に規定する課税標準たる数量から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

三 他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額の確定の方法に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)による控除を受けるべき月の課税標準数量及び当該酒税額の合計額

二 第二号に規定する課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 第二号に規定する課税標準たる数量から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額の確定の方法に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)による控除を受けるべき月の課税標準数量及び当該酒税額の合計額

二 第二号に規定する課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 第二号に規定する課税標準たる数量から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額の確定の方法に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 第二号に規定する賦課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

二 第二号に規定する賦課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

三 第二号に規定する賦課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取らうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引き取る酒類に係る事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

附 則（昭和三四年三月二十八日法律第五号）抄

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。この法律の施行の際現に改正前の酒税法（以下「旧法」という。）第十一項第一項の規定により酒類の製造免許を受けていた者は、この法律の施行の際現に改訂前の酒税法（以下「新法」という。）第十二項第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に改訂前の酒税法（以下「旧法」という。）第十一項第一項の規定により酒類の製造免許を受けていた者に対する改訂後の酒税法（以下「新法」という。）第十二項第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改訂前の酒税法（以下「旧法」という。）第十一項第一項の規定により酒類の製造免許を受けていた者に対する改訂後の酒税法（以下「新法」という。）第十二項第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に改訂前の酒税法（以下「旧法」という。）第十一項第一項の規定により酒類の製造免許を受けていた者に対する改訂後の酒税法（以下「新法」という。）第十二項第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に改訂前の酒税法（以下「旧法」という。）第十一項第一項の規定により酒類の製造免許を受けていた者に対する改訂後の酒税法（以下「新法」という。）第十二項第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。この法律は、国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

2 附 則（昭和三五年三月一三日法律第一一号）抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

3 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三七年三月三一日法律第四七号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 附 則（昭和三七年三月三一日法律第四七号）抄

1 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第一七号）抄

1 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

附 則（昭和三八年三月三一日法律第一七号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三九号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日法律第三九号）抄

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

收された、又は徵收されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されたべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき若しくは徴收された、若しくは納付された、若しくは納付されたべき又は保税地域からの引取りにより納付された者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徵收された、又は徵收されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む）。同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者により酒税額を徵收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合当該酒類製造者（罰則に係る経過措置）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徵收された、又は徵收されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合当該酒類製造者（罰則に係る経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項中酒税法第三条第八号及び第二十条の改正規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。（一般的経過措置）

第二条 昭和五十三年五月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお從前の例による。（果実酒に係る製造免許等の経過措置）

第三条 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）の規定により雜酒とされていたもののうち、酒

税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件が付されたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）

第四条 次に掲げる酒類のうち、指定日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級、しようちゅう甲類、本直し、ビール及び雑酒

二 前号に掲げる酒類以外の酒類（当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。）

（未納税引取り等に係る経過措置）

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた前条各号に掲げる酒類について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、第一項中酒税法第三条第八号及び第二十条の改正規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則

（昭和五十三年四月二十七日法律第三

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律	同法第十一條第三項
（昭和三十年法律第三百三十七号）第十二条第一項	（昭和三十年法律第三百四十四号）第十二条第一項
（昭和三十年法律第三百四十四号）第十二条第一項	（昭和三十年法律第三百四十四号）第十二条第一項
（昭和三十年法律第三百四十四号）第十二条第一項	（昭和三十年法律第三百四十四号）第十二条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百四十九号）第十二条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百四十九号）第十二条第一項
（手荷品課税）	（手荷品課税）
第六条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四条各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販業者がある場合において、その数量（二以上の場合で所持する場合には、その合計数量）が千五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを指定日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。	（手荷品課税）
2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。	（手荷品課税）
3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。	（手荷品課税）

（第七条）この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対	（第七条）この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対
（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）	（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）
（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）	（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）
（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）	（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）
（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）	（税法第三条第八号の改正規定の施行により果実酒として分類されることになる酒類につき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、改正後の酒税法（以下「新法」という。）の規定により果実酒（エキス分二十一度以上のものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。（未納税移出等に係る経過措置）

する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

附 則 (昭和五三年五月一三日法律第五
(施行期日等)抄
附 則 (昭和五五年三月三一日法律第七
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。
当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中関税率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条まで

の規定、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

附 則 (昭和五六年三月三一日法律第五
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第一項の改正規定並びに附則第五条から第八条までの改正規定及び第十九条の規定は、同年五月一日から施行する。

二一般的経過措置)
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十六年五月一日(以下「指定日」という)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。(戻入れ等に係る経過措置)

第三条 改正後の酒税法(以下「新法」という)第三十条第一項、第二項、第五項及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む)の規定は、昭和五十六年四月一日(次条において「施行日」という)以後にこれらの規定に規定する戻入れ又は移入がされた酒類について適用する。

(期限内申告による納付等に係る経過措置)
第四条 新法第三十条の四及び第三十条の六第一項の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出された酒類に係る酒税について適用する。

(その他の雑酒に係る製造免許等の経過措置)
第五条 改正前の酒税法(以下「旧法」という)の規定によりリキュール類とされていた酒類のうち、酒税法第三条第十一号の改正規定の施行によりその他の雑酒として分類されることになるものにつき旧法の規定により製造免許又は販売免許を受けた者は、指定日に、新法の規定によりその他の雑酒の製造免許又は販売免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売免許に期限又は条件は、新法の規定による製造免許又は販売免許に付されたものとみなす。

第六条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る)が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えて同じ)で酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第六条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第一項の改正規定並びに附則第五条から第八条までの改正規定及び第十九条の規定は、同年五月一日から施行する)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に於ける酒税の税率により算出した場合の酒税額を超過することとなるものに限る。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第六条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第一項の改正規定並びに附則第五条から第八条までの改正規定及び第十九条の規定は、同年五月一日から施行する)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(手持品課税)

第八条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる場合において同一の者に係る酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

税の徵収等に関する法律

同法第十三条第一項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

同法第十二条第四項

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつけ、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第一号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域から引取りにより納付された、若しくは納付されべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

7 酒類製造者がその製造場から移出した酒類

で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類が酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む)

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者

が、他の酒類の製造場から移出され、又は保

稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定

による酒税を徴収された、又は徴収され

(昭和三十年法律第三十七号) 第十一条第一項	酒税法第二十八条の二第一項	免除の規定	追徴の規定
六項	六項	六項	六項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

税の徵収等に関する法律

同法第十三条第一項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

同法第十二条第四項

第四十三条 昭和六十四年四月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係るものに規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の課税標準及び税率は新酒税法の課税標準及び税率とする。
（未納税引取り等に係る経過措置）

附 則（平成五年一月一二日法律第八

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 (罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処

分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第八条の規定は同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成六年五月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税につき、ては、なる逆前の如きによる。

第三条 改正後の酒税法第三十条第二項及び第七十
二項(同二項第一項の規定による場合を除く。)に
依る戻入額の算定に係る経過措置

項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規定に規定する多額の酒類について適用する。

(未納証移出等に係る経過措置) 定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(元新規科科由等に依る新規並用)
第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された
酒類(改正後の酒税法第二十二条又は附則第八
項)

（注）改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の二に相
条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の二に相

定する税率（以下「新法の税率」という。）により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第六条による税率より多くなる場合に、

二十二条又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率（以下「日法の税率」という。）により算出します。

(以下「酒税の税率」といふ)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下二の条において同じ)。で、酒税法第二十

以てこの条において、同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。

の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が

同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同
指定日以後に到来するものに限る。)について、

項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率

とする。
(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により
酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引
き取られた酒類（新法の税率により算出した堤

免除の規定	酒税法第二十八条の三同法第二十八条の三第三項	
	酒税法第二十八条の三同法第二十八条の三第一項	酒税法第二十八条の三同法第二十八条の三第一項
輸入品に対する内国消費	輸入品に対する内国消費	輸入品に対する内国消費
税の徴収等に関する法律	税の徴収等に関する法律	税の徴収等に関する法律
(昭和三十一年法律第三十七号) 第十一条第一項	(昭和三十一年法律第三十七号) 第十二条第一項	(昭和三十一年法律第三十七号) 第十三条第三項
輸入品に対する内国消費の徴収等に関する法律	輸入品に対する内国消費の徴収等に関する法律	輸入品に対する内国消費の徴収等に関する法律
第十二条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
第十三条第三項	第十三条第三項	第十三条第三項
同法第十二条第四項	同法第十三条规定第五項に おいて準用する関税定率法	同法第十三条规定第五項に おいて準用する関税定率法
率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五 条第二項、第十六条规定第二項又は第十七条第 二項	率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五 条第二項、第十六条规定第二項又は第十七条第 二項	率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五 条第二項、第十六条规定第二項又は第十七条第 二項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づび安全保障条約第六条 に基づく施設及び区域並びに日本に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づび安全保障条約第六条 に基づく施設及び区域並びに日本に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づび安全保障条約第六条 に基づく施設及び区域並びに日本に基づく施設及び区域
本国における合衆国軍隊並びに日本国における の地位に関する協定の実合衆国軍隊の地位に関する 特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 伴う開税法等の臨時特例による協定の実施に伴う 特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 伴う開税法等の臨時特例による協定の実施に伴う 特例に関する法律(昭和二十九年法律第四条にお ける法律(昭和二十九年法律第四条における法律 (昭和二十九年法律第四条における法律(昭和二 十九年法律第四十九号) 第四条において準用する 場合を含む。)	本国における合衆国軍隊並びに日本国における の地位に関する協定の実合衆国軍隊の地位に関する 特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 伴う開税法等の臨時特例による協定の実施に伴う 特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 伴う開税法等の臨時特例による協定の実施に伴う 特例に関する法律(昭和二十九年法律第四条にお ける法律(昭和二十九年法律第四条における法律 (昭和二十九年法律第四条における法律(昭和二 十九年法律第四十九号) 第四条において準用する 場合を含む。)	本国における合衆国軍隊並びに日本国における の地位に関する協定の実合衆国軍隊の地位に関する 特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 伴う開税法等の臨時特例による協定の実施に伴う 特例に関する法律(昭和二十九年法律第四条にお ける法律(昭和二十九年法律第四条における法律 (昭和二十九年法律第四条における法律(昭和二 十九年法律第四十九号) 第四条において準用する 場合を含む。)
追徵の規定	六項	六項

条に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法和三十二年法律第二十六号。以下「平成十年租税特別措置法」という。）第八十七条の二（第一項に規定する税率とし、しょうちゅう乙類にあっては附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第二項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率とし、リキュール類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

2 平成十年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう甲類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年五月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。

3 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第三項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。

4 平成十二年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十二年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合

における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第八十九条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率とする。

			(未納税引取り等に係る経過措置)
第七条	次の表の上欄に掲げる法律の規定により 酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引 き取られた酒類(しようちゅう及びリキュー ル類に限る)について、指定日以後に同表の下 欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた 場合における当該酒類(次項及び第三項の規定 に該当するものを除く。)に係る酒税の税率は しようちゅう甲類にあっては附則第四条第一項 の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条 の二第一項に規定する税率とし、しようちゅう 乙類にあっては附則第四条第二項の税率又は平 成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に 規定する税率とし、リキュール類にあっては新 法第二十二条に規定する税率又は同項に規定す る税率とする。		
酒税法第二十八条の三第一項	酒税法第二十八条の三第一項	追徴の規定	免除の規定
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 (昭和三十年法律第三十七号) 第十一條第一項	同法第二十八条の三第一項	六項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 (昭和三十三年法律第三十九号) 第十二条第一項	同法第十三条第五項	同法第十二条第四項	
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 (昭和三十三年法律第三十九号) 第十三条第三項	同法第十四条		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊並びに日本国における國際連合施 に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二条)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊並びに日本国における國際連合施 に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二条)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊並びに日本国における國際連合施 に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二条)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊並びに日本国における國際連合施 に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二条)
四項	二項又は第十七条第二項		

国際連合の軍隊の地位に、の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四条において

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年五月一日前に保税地域から引き取られた酒類（（よううちゅう甲類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。）

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（（よううちゅう乙類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。）

4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十二年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（（よううちゅう丙類に限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率とする。）

（手持品課税等）

第八条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（（ようちゅう及びリキュー類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から取出したものとみなして、酒税を課する。）

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であるか、同項に規定する酒類が沖縄の復帰から出したものとみなして、酒税を課する。

年法律第百四十九号）第て準用する場合を含む。）

伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受け酒税を軽減された酒類である場合には適用しない。

3 第一項の場合においては、しようちゅう甲類にあっては附則第四条第一項の税率又は平成十一年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二条に規定する税率又は附則第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「改正前」の租税特別措置法」という。）第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、しようちゅう乙類にあっては附則第四条第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、リキュール類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、リキュール類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに行政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修

のうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、令和五年十月一日に、新酒税法の規定により発泡酒（新酒税法第三条第十八条号ロ及びハに掲げるものに限る。）の製造免許等を受けたものとみなす。

新酒税法第十条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法（以下「旧国税犯則取締法」という。）第十四条第一項の規定による通告处分は、第八条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第一百五十七条第一項の規定による通告处分とみなす。

その他の発泡性酒類（附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。）（旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロ

法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)。次条第一項において「平成二十九年改正法」という。附則第三十六条第一項及び第二項の規定と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかわらず、同項の規定」とあるのは、「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定」とする。

第四項及び第五項の場合において、新租税特別措置法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)。次条第一項において「平成二十九年改正法」という。附則第三十六条第一項及び第二項の規定と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかわらず、同項の規定」とあるのは、「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定」とする。

二十三条に規定する税率（発泡性酒類については、前条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

五百一十五 第一項から第三項までの場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。
(発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例)

三十日までの間に酒類の製造場から卸出され
又は保税地域から引き取られる発泡性酒類（新
酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をい
う。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）
及び醸造酒類（新酒税法第三条第四号に規定す
る醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までに
おいて同じ。）に係る酒税の税率は、新酒税法
第二十三条第一項及び第二項の規定にかかるわ
ず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キ
ロリットルにつき、当該各号に定める金額とす

る。一 発泡性酒類 二十万円
二 酿造酒類 十二万円

前項の第2項に規定する酒類の名号におけるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める

金額とする。

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十六酒二三九一のアルコール分が十度未満のものに限る）六万七千百二十五円

の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。）（旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）十万千円

四 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。）八万円

第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額と

する。
一 清酒 十一万円
二 果実酒 九万円
令和五年十月一日から令和八年九月三十日まで
の間に酒類の製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の
税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項
税率は、
一、

5 の規定にかかるらず、一キロリットルにつき十八万円とする。

前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかるらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（新酒税法第三条第十八条号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。）十五万五千円

二 発泡酒（新酒税法第三条第十八条号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原

6
三 その他の発泡性酒類 八万円
第一項及び第二項の場合において、第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第八十七条の三
る酒類のうち原料の重量が九分以上である料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のもの並びに同号口に掲げる酒類のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）十三万四千二百五十円

第一項及び第八十七条の四第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「の規定」とあるのは「並びに所得税

法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)。次条第一項において「平成二十九年改正法」、及び第二項の規定」と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかわらず、同項の規定」とあるのは、「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項の規定にかかわらず、これらの規定」とする。

第四項及び第五項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第四項及び第五項の規定」とする。

二十三条规定する税率（発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

令和八年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が前条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同年一月一日以降に到来するものに限る。）について同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に

免除の規定	酒税法第二十八条の三第同法第二十八条の三第三項	追徵の規定
一項	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律	六項
第十二条第一項	第十二条第一項	同法第十二条第四項
税の徵収等に関する法律	輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律	同法第十二条第五項
第十二条第一項	酒税法第二十八条の三第同法第二十八条の三第三項	追徵の規定

<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて令和五年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類(新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。(以下この項において同じ。))について、同日以後の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合に於ける当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)とする。</p>	<p>前項の表の上欄に掲げる法律の規定により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算定するべき率に準用する場合を除き、</p>	<p>前項の表の上欄に掲げる法律の規定により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算定するべき率に準用する場合を除き、</p>
<p>3</p>	<p>酒税の免除を受け令和八年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類(新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により読み替えた場合を除き、</p>	<p>酒税の免除を受け令和八年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類(新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により読み替えた場合を除き、</p>

て適用される新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を常に超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。
(手持品課税等)

又は保税地域以外の場所で附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出する場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税額を課する。

2 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、令和二年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

3 第一項の場合においては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、令和二年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持

<p>新酒当該移出により納付第二十三条に規定する税法された、又は納付税率（発泡性酒類及び第三れるべき酒税額（延醸酒類にあっては、十条滞税、過少申告加算所得税法等の一部を改第一税、無申告加算税及正する等の法律（平成び加重算税の額を除二十九年法律第四号。くものとし、当該酒以下この条において税額につきこの項又〔平成二十九年改正法〕は第三項の規定によ」という。）附則第三十控除が行われてい六条第一項から第三項の場合には、その控までに規定する税率）除前の金額とする。第五項において同じ。）。</p>	<p>新酒当該他の製造場から第二十三条に規定する税法の移出により納付税率（発泡性酒類及び第三された、若しくは納付醸造酒類にあつては、十条されるべき又は保税平成二十九年改正法附地域からの引取りに則第三十六条第一項かより納付された、若ら第三項までに規定すしくは納付されるべる税率）により課され若しくは徵収されるものとした場合の酒た、若しくは徵収され税額</p>	<p>する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は第十三条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（以下この条において「新災害減免法」という。）第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
---	--	--

新酒 税法 第三 条 第十 五 項 第五 項 第十 六 項 第 三 項 及 第 四 項 三 條 第 七 項 免 害 減 新 災 酒 稅 等	新 灾 酒 稅 等	酒 稅 等 の	新 災 害 減 免 法 課 せ ら れ た 酒 稅 又 は 揮 發 油 稅 、 石 油 ガ ス 稅 若 し く は 石 油 炭 稅 (以 下 「 酒 稅 等 」 と 總 稱 す る)	新 災 害 減 免 法 課 せ ら れ た 酒 稅 又 は 揮 發 油 稅 、 石 油 ガ ス 稅 若 し く は 石 油 炭 稅 (以 下 「 酒 稅 等 」 と 總 稱 す る)	新 酒 税 法 第三 条 第十 五 項 第五 項 第十 六 項 第 三 項 及 第 四 項 三 條 第 七 項 免 害 減 新 災 酒 稅 等
前項の場合においては、旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。	酒税等の	酒税等の	新税 率(延滞税、過 少申告加算税、無 申告加算税及び重 加算税及び附加 税の額を除く。)	新税 率(延滞税、過 少申告加算税、無 申告加算税及び重 加算税及び附加 税の額を除く。)	前項の場合においては、旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。
前項の場合においては、旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。	酒税	酒税の	新税 率(延滞税、過 少申告加算税、無 申告加算税及び重 加算税及び附加 税の額を除く。)	新税 率(延滞税、過 少申告加算税、無 申告加算税及び重 加算税及び附加 税の額を除く。)	前項の場合においては、旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率)により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者は販売業者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、令和二年十一月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 一 その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含む。第三号において同じ。）及び当該区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四 前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

五 第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額

六 第二号に掲げる酒税額の合計額から第四号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

七 その他政令で定める事項

8 令和二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより前項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合において、その者が同年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出をした税務署長に前項の規定による申告書を提出することができる。

9 第六項の規定による申告書を提出した者は、令和三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

10 第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第六号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する金額を還付する。

11 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。

12 第八項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第八項の納期限前に到来するものについて準用する。

13 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項及び附則第九十二条において同じ。）が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであるにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出による納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

14 一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をそのまま移入した製造場から更に移出し、又は酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

15 令和五年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六

条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売したため所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量(二以上)の場所で所持する場合には、その合計数量)が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者(同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)が、令和五年十月三十日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

第十四項の場合においては、新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額と附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十四項の酒税額とする。

第十四項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、令和五年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類について、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それのみならずして、その者が提出する第十九項において準用する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は新災害减免法第七

新災害減税	課せられた酒税又は所得税法等の一部を改正する等の法律
第七条第一項	害減税（以下「酒税等」と総称する）の年改正法（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）
第六条第一項	地方法規（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）
第五条第一項	石油ガス税若しくは石油（以下「酒税等」）

新災害減税	課せられた酒税又は所得税法等の一部を改正する等の法律
第七条第一項	害減税（以下「酒税等」と総称する）の年改正法（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）
第六条第一項	地方法規（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）
第五条第一項	石油ガス税若しくは石油（以下「酒税等」）
第四条第一項	新災害減税（以下「酒税等」と総称する）の税額（延滞年法律第四号。以下この項において「新災害減税」という。）

新災害減税	課せられた酒税又は所得税法等の一部を改正する等の法律
第七条第一項	害減税（以下「酒税等」と総称する）の年改正法（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）
第六条第一項	地方法規（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）
第五条第一項	石油ガス税若しくは石油（以下「酒税等」）
第四条第一項	新災害減税（以下「酒税等」と総称する）の税額（延滞年法律第四号。以下この項において「新災害減税」という。）

新災害減税	課せられた酒税又は所得税法等の一部を改正する等の法律
第七条第一項	害減税（以下「酒税等」と総称する）の年改正法（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）
第六条第一項	地方法規（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）
第五条第一項	石油ガス税若しくは石油（以下「酒税等」）
第四条第一項	新災害減税（以下「酒税等」と総称する）の税額（延滞年法律第四号。以下この項において「新災害減税」という。）

日」と、第十二項中「が第一項」とあるのは「が第二十項」と、同項各号中「第一項の規定による」とあるのは「第二十項の規定による」と読み替えるものとする。

前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

27 第一項、第十四項若しくは第二十項の規定（以下この項において「手持品課税の規定」といいう。）により課する酒税又は第四項、第十七項若しくは第二十三項の規定（以下この項において「戻入控除の規定」といいう。）により控除する酒税に関する調査については、手持品課税の規定に規定する者（第二項、第五十五項又は第二十一項の規定による届出により手持品課税の規定の適用を受ける者を含む。）又は戻入控除の規定に規定する者（第七項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出により戻入控除の規定の適用を受ける者を含む。）の手持品課税の規定又は戻入控除の規定に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の第四項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第一百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十七項（手持品課税等）に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

28 第九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

29 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えた該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

31 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えた該酒税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

32 第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

33 第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

34 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する行為で第三十二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して第二十一条から第三十二条までの罰金刑を科する。

35 前項の規定により第二十一条又は三十項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

36 第一百四十条（政令への委任）

この法律（附則第一条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

37 第一百四十二条（政令への委任）

この法律の施行に関する経過措置は、政令

で定める。

38 第一百四十三条（政令への委任）

この法律の施行に関する経過措置は、政令

で定める。

39 第一百四十四条（政令への委任）

この法律（附則第二条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

40 第一百四十五条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

41 第一百四十六条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

42 第一百四十七条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

43 第一百四十八条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

44 第一百四十九条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

45 第一百五十条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

46 第一百五十二条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

47 第一百五十三条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

48 第一百五十四条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

49 第一百五十五条（政令への委任）

この法律（前条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十二条及び第三十九条の規定 公布

の日

（施行期日）

抄

（号）

（附則）

（号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第十二条及び第三十九条の規定 公布

の日

（号）

（附則）

（号）

適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三次に掲げる規定 令和六年十月一日
イ及びロ 略

ハ 第六条の規定及び附則第十四条の規定
(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。